

【道政かわら版 第14号】  
 喜多龍一十勝連合後援会  
 〒089-0533  
 中川郡標町札内新北町74番地16  
 TEL/(0155)56-7755  
 FAX/(0155)56-7766  
 発行責任者/泉 耕治  
 発行日/平成22年1月7日  
 http://www.kitaryu.com

2010 新年あいさつ  
 北海道議会議員  
 喜多龍一

新年にあたり、ご挨拶申し上げます。昨年、何かとお世話下さしまして、誠にありがとうございました。

昨年の十勝は、衆議院選挙での中川昭二議員士の落選と突然の死去、その後も落ち着かない政治的雰囲気の中で、どことなく沈みがちでした。

私は、二十四歳の時、故中川一郎先生の議員会館事務所の秘書となりました。その時の第一秘書が鈴木宗男代議士でした。三十歳の時中



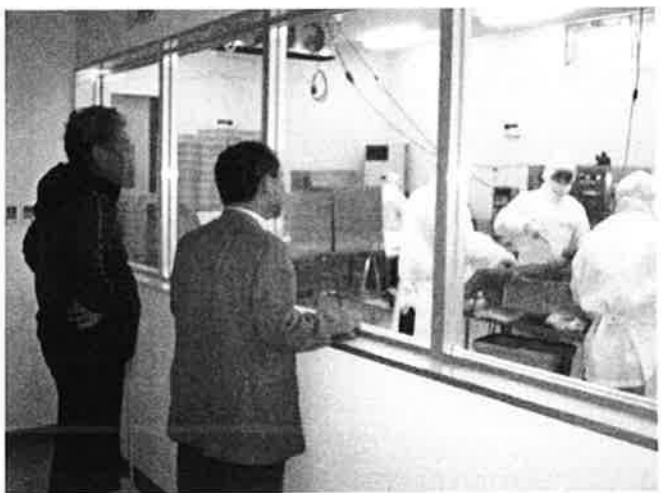
●道立林産試験場視察(旭川)

川一郎先生が亡くなり、その年十一月の総選挙で、中川昭二代議士と鈴木宗男代議士がそろって初当選、私は、鈴木代議士の秘書となり、平成七年に北海道議会議員に当選させていただきました。今日にいたっています。三十四年前の中川事務所入り、私のこの道の第一歩でした。そして私は、中川昭二先生の札幌での最後に随行していました。それだけに、中川昭二代議士死去の第一報は衝撃でした。心から哀惜の誠を捧げます。

来年度予算編成に向けて、新政権は予算の再提出で二十一年度北海道開発事業費を二一年度比で▲十三%、約千億円減とし、更に年末予算編成で減額ということが示唆されています。

また、事業仕分けで、共済、暗渠など土地改良事業の半減など、廃止・縮減された主な事業のうち農林水の第一次産業が狙い撃ちされたような感じがします。また、教育や科学技術振興、医師確保、救急・周産期医療対策など多くの重要施策が仕分け対象とされてしまいました。世界の食料事情が悪化の一途をたどる中で、食料自給率向上、命と暮らしを支える、資源なき国家日本の資源は人であり技術革新、それらは教育を通じて成し遂げられるもので、いずれも最重要課題です。

これらを切つても、自分達のマイクロエーストの財源を探すことに血眼(ちまなこ)になっている感じがします。予算の無駄を洗い出し、透明性を高め限られた予算を効果的に施策に振り向けていくという点で、良い結果を出している



●浜大樹漁協水産物加工施設視察

部分もあります。事業仕分け、TVに部映りましたが、誰がどれだけの時間をかけて話し合っているのか、「国民の声」という言葉で意見をさえぎっていたようですが、落ち着きと謙虚な姿勢が政治に求められると思います。政府与党に政策決定権があり予算編成権があります。それは「全ては国民と国家のため」でなければなりません。議会が与党だけなら一党独裁となります。だから自民党は政策力を高め質疑や提案を通じて、「国民の目」という緊張感のもとで、政府与党によりよい政治を求める。そこに議会制民主主義の意義があります。

そう考えると、することが山ほどありますから、新年にあたり、今度気を引き締め、十勝と北海道のために頑張ってください。決意を申し上げます。



## 平成21年第2回 北海道議会 定例会 一般質問要旨 平成21年6月24日

### 一 科学技術の振興について

未曾有の少子社会により、国力の源であります現役世代の減少に歯どめが見込まれない中、イノベーション創出による生産性の一層の向上が産業の牽引力との認識のもと、国は、国家戦略として科学技術創造立国を掲げ、今回の国の補正予算におきましても、未来への投資という観点から、技術力や人材力の強化を目指し、大学などの教育研究施設や研究環境の抜本的改善などに取り組むこととしております。

一方、道においては、本道経済の活性化を牽引するため、昨年三月、都道府県で初となる科学技術振興条例を制定され、基本計画に当たる科学技術振興戦略を策定し、総合的、計画的に推進していくこととしております。

そこで伺います。

この戦略では、本道経済の活性化、自立化など、二つの基本目標を、オール北海道の産学官により取り組むことと

れておりますが、その考え方で取り組みについて知事の認識を伺います。

次に、工業や農業試験場など、道内の産業を技術的に支援する二十六の道立試験研究機関のうち、二十二機関が、平成二十一年度から独立行政法人に移行しますが、産学官連携の観点から、道立試験研究機関が果たしてきた役割と成果について伺います。

また、独立行政法人化後も本道の研究開発の翼を担っていくこととなりますが、機能を強化される面や、共同研究など、産業界との連携のあり方と、そのための体制についてどのように考えているのか、伺います。

道は、大学を拠点として、研究開発から事業までを一貫して推進しており、研究機関や施設の集積が進み、産学官連携の取り組みが進められております。

ことし四月には、十勝エリアに、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業の発

### 二 薬事法の改正について

次に、規制緩和と社会環境への影響についてであります。

平成十八年六月の薬事法改正により、今月から、一般医薬品の新しい販売制度がスタートしました。

それは、リスクの程度により、一般用医薬品を第一類医薬品から第三類医薬品に三分類し、登録販売者制度を新設し、登録販売者が、二類、三類の医薬品販売に従事できることとなりました。これにより、医薬品売場の基準緩和や登録販売者の確保の容易さから、コンビニなどが参入しやすい環境となったわけでありました。

そもそも、こうした規制の緩和を求める方々は、青少年の健全育成などの観点から入っていないでしょう。薬物乱用、薬物依存は、かつての合法ドラッグ、今で言う違法ドラッグによるものも増加していると聞いております。だがこの日本を壊してきたのか。子どもや家庭のせいばかりではないと思います。酒類の規制緩和もそうありますが、我々大人社会ではないでしょうか。

改正薬事法をめぐって、国は、ぎりぎりまで頑張ったと聞き及びますが、この規制緩和は、経済界の経済性のみからの全面緩和を求める、そんな乱暴な議論から始まったと聞いております。医薬品



新年あいさつ  
 喜多龍一十勝連合後援会  
 会長  
 泉 耕治

新年明けましておめでとございます。

昨年八月、憲政史上、初の国民主権による政権交代が実現し、新政権が発足しました。更に昨年の流行語は政治関連が主流を占め、政権交代、事業仕分け、脱官僚など、まさに世相を反映したものでありました。

又、北海道初の首相と衆院議長が揃って誕生したことで、政治配慮が望めるのではとの期待感が生じたことも事実であります。然しながら地方重視はどの程度なのかは、未知数で現時点では定かではありません。

地方自治体の不安も国の地方に対する政策がどう変化するのか、と言うことでもあります。新政権は地方の実情にしっかりと目をむけてほしいですし、又政権公約の実行に当たってはそれぞれの制度設計では地方側と充分議論を深めるべきは当然のことです。

厳しさを増す内外情勢のなかで、今日ほど、地方主権にむけた取り組みが急がれている時はないでしょう。

行動力抜群で見識豊かな喜多道議を先頭に共に頑張る、苦難を乗り越えようではありませんか。今年も皆々様にとりまして、幸せ多き二年でありますよう、心からご祈念申し上げ新春のご挨拶とさせていただきます。

平成二十二年一月元旦



●陸別町酪農振興会と農政懇談会

販売の規制緩和の背景やねらいと、改正に至る経過について伺います。

それが薬剤師なのかかわからないという声に対し、国は、薬剤師登録販売者に名札を着用させるよう、省令で義務づけました。業界では、義務ではないが、白衣などの着衣について、ルールを定めて実施するということをお聞きしておりますが、道の指導の取り組みについて伺います。

### 三 農業問題について

国は、食料・農業・農村基本法に基づき、五年に一度、計画を策定することとされ、三期計画を平成二十二年三月までに策定することとなっております。

昨年十二月、基本計画の見直し公表に当たり、食料自給力の強化、生産から流通

加工、消費に至る食料供給体制の構築など、三つの検討の視点が示され、おおむね十年後をめどに自給率を五〇％に上げることが眼目として政策の検討が進められていくと承知しております。

一方、道においては、条例に基づく農業・農村振興推進計画で、我が国の食料自給率の向上に最大限寄与するとして、平成二十七年までの自給率を二四二と定め、品目ごとに目標を設定しておりますが、十九年概算の本道の自給率は一九八と伸び悩んでおり、品目ごとにも多くの課題を抱えているところであり、その旨を伺います。

国は、自給力を強化し、自給率五〇％を目指すイメー

乳製品の一・五％以外は、コシメ以下となっております。

米作や水田フル活用などは我が国の重要課題であり、その他の耕種農業及び酪農・畜産業も、ともに柱立てされるべきものと考えております。

また、中山間や兼業農家が大宗を占める地帯と、北海道のように、専ら農業を主業とする農業者が大宗を占める地帯が、我が国農業の両輪として、それぞれの特長を踏まえた政策展開を図らなければならない。単純に、一國一制度で策定するところは無理、矛盾が生じるところであらうと感じているところであり、また、また府県の新中山間対策かというような印象を受けているところがございますが、私の思い違ひなのか、御所見を伺います。

### 四 農地制度改革について

去る十七日、農地法の一部改正案が可決成立しました。食料自給力の基盤である農地の確保と利活用が重要な観点から、制度の基本を、所有から利用に再構築するという、戦後の農地解放、小作をなくし、自作農主義の旗を高々と掲げて今日まで来た我が国農業の根幹を変え、変える大きな出来事であり、衆参それぞれで議論があり、修正が加えられて可決成立しましたが、修正点を含め、改正農地法の受

けとめ方を伺います。今回の改正では、小作地の所有制限などの措置を廃止する、農地の賃貸借の存続期間について、これまで二十年以内とされていたところを五十年以内に延ばしたわけでございます。さらに、標準小作料制度等を廃止するなどがあります。

このことは、事実上、小作の拡大・固定化を促進し、不在地主の拡大や小作料の相場壊しなど、地域農業への将来にわたる影響が懸念されることでもあります。

これは、府県の中山間耕作放棄地の利用促進や、中山間地域の企業など、担い手確保のためと推察されることでもあります。

また、すべての小学校、すべての教員に、外国語活動指導が求められるという大きな変化に根本的に対応するためには、小学校課程を持つ大学の取り組みが不可欠であります。

また、すべての小学校、すべての教員に、外国語活動指導が求められるという大きな変化に根本的に対応するためには、小学校課程を持つ大学の取り組みが不可欠であります。

また、すべての小学校、すべての教員に、外国語活動指導が求められるという大きな変化に根本的に対応するためには、小学校課程を持つ大学の取り組みが不可欠であります。



●高橋知事と冷湿害視察

多いと聞きますが、これらの状況について伺います。次に、指導者についてであります。

方法、教材開発に大きな成果を上げ、今や、一年生から六年生の担任が校内研修で授業ができる事例があります。

道内にも、自治体内の小・中・高の教師が共同、協力して、英語嫌いなならないよう、小学校から中学校へと滑らかな接続に取り組むといった、国が、モデルとして評価をしている事例もありません。

ここで言えることは、児童英語の専門性を重視し、これまでの蓄積や、外部人材を活用することが重要だと考えますが、道教委としての見解を伺います。

児童英語の専門性を考えるとき、道教委が平成二十一年度と二十一年度の二カ年で実施している小学校英語の研修は大変重要であります。

### 五 教育問題について

#### (一) 小学校外国語活動(英語)の必修化について

まず、小学校外国語活動英語必修化について伺います。学習指導要領の改訂で、平成二十三年から、小学校五年生、六年生で、年三十五時間、週一回の外国語活動の授業が必修となります。

これに先立ち、平成二十二年から二十二年の二カ年を移行期間とされており、小学校外国語活動の目標

は、体験的に理解を深め、音声や表現になれ親しませ、素地を養うとし、読み書きは、

児童の負担とならない程度で認めるが、文法は教えないとしております。

また、小学校の教員は、養成課程で英語教育を受けていないことや、平成二十三年度からの全面実施が目前に迫るといったような背景を踏まえて、数点、伺います。

まず、移行期間における導入及び実施状況について伺います。

移行期間での導入は学校の裁量に任せておりますが、一年目となる本年までに、どの程度導入されているのか、伺います。



●一般質問

が、見解を伺います。

#### (二) 市町村教育委員会での指導主事の設置について

教育基本法の改正などを踏まえ、教育委員会の責任体制、分権の推進などの観点から、平成十九年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、その第十九条に、教育委員会の体制の充実のため、市町村教育委員会に指導主事を置くという努力規定が新たに盛り込まれました。

指導主事は、学校教育や学校管理に対する指導助言や教育相談、各種研修事業の企画など、現場指導の重要な役割を担う職務であります。

現場に精通した力のある現役の教頭、校長が教育委員会の職につくことだけで、指導力などの把握や小所帯の教育委員会のフォローアップにもなります。それだけに、法改正以前から、指導主事の設置は重要な課題でありました。

そこで伺います。まず、市町村教育委員会に指導主事を設置することにより得られる効果について伺います。

全道一八〇市町村教育委員会における指導主事の配置状況は、平成二十年五月現在、三十四市町村で、配置率は一割に満たないという現状にあります。人件費負担



●北方領土返還要求中央要請

に問題があるのか、指導主事の役割についての認識が希薄なのか、その原因について伺います。

今回の地教法改正で、人口規模が小さい市町村教育委員会の事務局体制が十分ではないことを踏まえ、複数市町村が連携して教育委員会を共同設置するなど、教育行政体制の整備及び充実について、新たに規定されており、複数市町村で指導主事を共同設置した事例も、わずかながらございますが、本道にはありません。

道教委は、複数市町村で

道教委は、複数市町村で





●浦幌愛牛・朝日・豊北地区産被害視察

(一) 農業問題について

当時の法制定に関する二連の過程の中では、昨年六月の二定でも、この場で私が申し上げた地デジの問題と、あの五、六年の時期というのは、木を見て森を見ずという言葉がありすが、その逆で、国の規制改革検討会議の中では、森を見て、それぞれの木の中にどれだけ大きな問題があるのかという、そういった意味での木を見ていない。議論の中で全体が押し流されてきたかなと。

我々の政治に対する責任として、二つしっかりと議論をしながらやっていかなければいかぬということも感じながら、今後の保健福祉部の取り組みについて御期待を申し上げさせていただきます。思っているところでありませう。

私は、この答弁の中にありました、北海道農業が持つ潜在能力のフル発揮というフレーズが、今後、大変重要なキーワードになると思います。

フードになるのだからというふうな受けとめたところがございます。

新基本計画に基づく具体の施策の中で、潜在能力のフル発揮に基づき、作目別などを含めて、さまざまな分野において、北海道農業にこそを来さないように、むしろ、きめ細かな施策がしっかりと反映されるように取り組むよう、申し上げます。

(二) 農地制度改革について

道内では、近年、離農農地の利用について、隣接農家にはなく、他市町村などからの通い作が目立ってきております。そのことが、農地の集積や地域農業の共同の取り組みの阻害要因となっており、小作料を幾ら払うから貸してというような、チャシで営業する農家もおります。

こうした事態に困り果てた地域の農業者の皆さんから相談を受け、私は、数年前に道に相談したところ、私有財産だから、最高裁まで行っても裁判には勝てないだろうというようなことでしたが、政策誘導など、考えられる手だてはないかという御相談をさせていただいたのですけれども、政策課題としてさえも受けとめていただけなかったわけでございます。

改正農地法は、府県の耕作放棄地対策だから、北海

道には影響がないと、最近、行政や政治関係者から聞かされております。

しかし、果たしてそうでしょうか。実態を見ないで、説明をうのみにしているとしたか思えないのであります。

さらに申し上げます。農地を利用しようとする多様な担い手が地主に借地料を支払い、さらに、国は、一定の要件を満たすことを条件に、地主に対し、反当たり二万五〇〇〇円を支払うという施策を用意していると聞いております。

北海道の二戸当たりの所有面積の大きさを考えるとき、しかも、貸借の存続期間を、二十年から五十年以内にするということや、標準小作料を廃止するなど、何か、不在地主創出促進制度というような感がぬぐえないわけでございます。

地域農業に将来にわたって禍根を残すような、大きな問題を抱えさせるのではないかと懸念しているところでございます。

法改正に当たり、衆参での議論の結果、耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得という趣旨から、修正の上、成立いたしました。

今後、政省令や要綱、規則などにおいて、具体の事項について細かく規定されるものと期待しておりますが、それでも、法の基本的なねらいというのは貫かれるはずでございます。



農政委員会質疑

平成21年12月11日発行  
北海協同組合通信掲載

平成二十一年十二月十一日発行の北海協同組合通信に以下の通り、農政委員会での喜多道議の質疑が掲載されました。

戸別所得補償制度や事業仕分けで質疑と見解  
(道農政部も戸惑い隠せず、道議会農政委員会)

道議会農政委員会が九日開かれ、自民党の喜多龍二委員が、農業戸別補償制度や来年度予算の「事業仕分け」に関する道農政部の見解を求めた。

農協の役割、速やかな情報提供など国に求める

答弁に当たった農政部幹部からは、まだ詳細が固まりきっていない米のモデル事業や、行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分けにより現時点では大幅な縮小が求められている農業関係予算をめぐり、今後の地域振興や農業経営への影響を懸念する声が続出。政権交代

で政策決定や情報公開のルールが大きく変わったこともあり、戸惑う地方自治体の姿が改めて浮き彫りとなった。来年度からスタートする米戸別所得補償モデル事業について、農業経営課の梶田敏博課長は、現時点においても補償対象の米価水準や定額部分の単価が示されておらず、来年度の営農計画の策定を間近に控えた農家の方々は大きな不安を抱いている。できるだけ速やかな情報提供と丁寧な説明が必要と指摘。また、交付申請や要件確認などにおいて今後は行政を中心とした実施体制の整備が示されていることについては、森重樹経営局長が「本道においては、生産調整の実施に当たって農協が果たしてきた役割は大きいと改めて認識している。新しい米のモデル事業に当たっても、農協がしっかりと役割を果たしている枠組みになるよう、国にしっかりと求めていきたい」との認識を示した。

併せて、水田利活用自給率向上対策における作物ごとの単価設定について、農産振興課の塚田善也課長が「多くの作物が道内実績に比べ低い水準となったことから、地域や農家によっては経営に大きな影響が懸念される」と述べ、特に、新規需要米が八万円という高い単価設定になったことについては「米の作付けウエートが高い府県では転作に取組むやすくなるが、北海道ではこれまでも転作田をめぐって使った産地形成に努めており、なかなか新規に取組むところも少なく、また新規需要米に取組む産地が自ら需要先を確保することが条件となつていくことも考えられ、道内産地が直ちに積極的の導入していくことは難しい」と指摘。生産調整についても「これまで転作の部達成者は交付金の対象枠から外れていたが、今回からは一〇〇％達成しなくても転作部分に對して(水田利活用対策の)助成金が交付されるようになる。農家の生産調整に取り組む意欲の減退を招き、全国的にも生産調整が適切に機能しなくなるのではないか」との懸念を示した。

なお、道は今月下旬までに市町村ごとの米の生産目標数量を配分し、それを受けて市町村段階で農家個々への配分が示される予定となるが、これについて梶田課長は「通常、農業者が営農

道には影響がないと、最近、行政や政治関係者から聞かされております。

しかし、果たしてそうでしょうか。実態を見ないで、説明をうのみにしているとしたか思えないのであります。

さらに申し上げます。農地を利用しようとする多様な担い手が地主に借地料を支払い、さらに、国は、一定の要件を満たすことを条件に、地主に対し、反当たり二万五〇〇〇円を支払うという施策を用意していると聞いております。

北海道の二戸当たりの所有面積の大きさを考えるとき、しかも、貸借の存続期間を、二十年から五十年以内にするということや、標準小作料を廃止するなど、何か、不在地主創出促進制度というような感がぬぐえないわけでございます。

地域農業に将来にわたって禍根を残すような、大きな問題を抱えさせるのではないかと懸念しているところでございます。

法改正に当たり、衆参での議論の結果、耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得という趣旨から、修正の上、成立いたしました。

今後、政省令や要綱、規則などにおいて、具体の事項について細かく規定されるものと期待しておりますが、それでも、法の基本的なねらいというのは貫かれるはずでございます。

計画を策定するのは年明け一月にかけて行われるが、数量配分と併せて助成内容に関する情報提供が速やかになされるよう、国に働き掛けていきたい」と述べた。

事業継続と予算確保へ、知事が四日に緊急要請

また、先月十一日から二十七日にかけて実施された事業仕分けの評価結果については、道内関係分で三十五件影響額は三五六億円に上るとの試算が八日の道議会予算特別委員会で示されたが、うち農業関係は十件で総額二四七億円。このうち「要求どおり」は中山間地域等直接支払制度のみで、「廃止」が農道整備事業など九件、「各自治体の判断に任せると」農地有効利用再生向上対策事業など三件、「予算削減」が強い農業づくり交付金など二十件、「基金返納」が担い手支援貸付原資基金など九件、「廃止または予算削減」が農地保有合理化促進など四件、「一時的に厳しい結果となった。これについて喜多委員は「相当、農業関係分野がねらい撃ちされたという感じが否めない」と指摘。「農道整備にしろ、排水対策にしろ、共同利用施設にしろ、それぞれの事業目的は重要なものばかりであり、それら個々の施策が科学生産や自給率向上などに資するため、それぞれリンクしているという視点が欠落している」と

道として、さまざまなことをあらかじめ想定し、政省令にしっかりと反映するよう努めるべきと申し上げさせていただきます。と思っております。

いま一つですが、農地は、まさに農業と農業政策の根幹だということを改めて痛感いたしました。それを担う農業委員会も、その事務局を持つ市町村も、その役割は一層重いものとなります。

御答弁の中にありました、今年度から実施する農

業委員会の点検、評価に基づき、問題がある農業委員会に対しては、必要な指導助言を行うとしておりますけれども、問題があらうがなかろうが、今後の本道農業を見据えて事務事業を執行していかなければならない道の農地部門につきましても、農業政策部門と一体的に執行されることも検討する必要があります。ではないかということも強く指摘させていただきます。



●2009北方領土フェスティバル



●釧路川実地監査